

いわくに宿泊事業者緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、観光客等の減少により深刻な影響を受けている市内宿泊事業者の皆様の事業継続・雇用の維持を図るため、支援金を給付します。

1 給付対象者

令和3年11月1日に、市内で旅館業法に基づく営業の許可を受けて営業する「旅館・ホテル」及び「簡易宿所」の事業者、又は住宅宿泊事業法に基づく届出を行って営業する「住宅宿泊事業者」とする。

2 給付の要件等

申請者は、①又は②の要件に該当した者であって、次頁の必須条件を全て満たしていること。

①市内事業者(法人の場合は市内に本社、個人の場合は市内に住所がある事業者)

- ・令和3年1月から9月までの事業収入合計額が、前年又は前々年の同期間の事業収入合計額より減少していること。
- ・令和3年1月から9月の間で、前年又は前々年の同月比で事業収入が30%以上減少した月が存在すること。

②市外事業者(法人の場合は市外に本社、個人の場合は市外に住所がある事業者)

- ・令和3年1月から9月までの市外での事業を含めた事業収入合計額が、前年又は前々年の同期間の事業収入合計額より減少していること。
- ・市内の事業所において、令和3年1月から9月までの事業収入合計額が、前年又は前々年の同期間の事業収入合計額より減少していること。
- ・市内の事業所において、令和3年1月から9月の間で、前年又は前々年の同月比で事業収入が30%以上減少した月が存在すること。

※事業収入とは(国、県、市等からの給付金、支援金、補助金は含まない。)

「法人」の場合

- ・法人事業概況説明書の「月別の売上高等の状況」欄の「売上(収入)金額」

「個人」の場合

- ・所得税青色申告決算書の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「売上(収入)金額」、白色申告又は住民税の申告書を用いる時は月間の事業収入がわかるものに記載された額

必須条件

- 1 申請時点で岩国市新型コロナウイルス感染予防対策実施店であること。
- 2 申請時点で市内の観光協会、商工会議所、商工会、山口県旅館ホテル生活衛生同業組合岩国支部・岩国観光支部のいずれかに所属していること。
- 3 今後も市内で宿泊施設の営業を継続する意思があること。
- 4 研修施設、福利厚生施設、本市以外の地方公共団体の施設又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む施設でないこと。
- 5 「岩国市暴力団排除条例」に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 6 「政治資金規正法」第6条の届出をした団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- 7 「令和3年度いわくに経営応援助成金」又は「岩国市交通事業者緊急支援事業費補助金」の交付決定を受けていない者
- 8 市税の納付状況について、公簿等で確認することに同意すること。
※市税の納付状況により、支援金を受けられない場合があります。

3 支援金額

○基本額：宿泊施設の収容人数に1万円を乗じて得た額（上限 300 万円、下限 10 万円）

○加算額：1室あたり 100 ㎡以上の宴会場等を併設する場合、次の区分ごとの額を加算

※ただし、各区分内での重複加算はありません。

（ア）100 ㎡以上/室 ⇒ 100 万円

（イ）300 ㎡以上/室 ⇒ 150 万円

（ウ）500 ㎡以上/室 ⇒ 200 万円

※「収容人数」とは

→令和3年 11 月 1 日において通常の営業時に想定している宿泊の収容人数をいう。

市内で複数の宿泊施設を営業している場合は合算した人数とする。

※「宴会場等」とは

→1室あたり 100 ㎡以上の面積（可動性のパーテーション等で区切ることなく、全面使用した場合の面積）を有し、大規模な集会（式典、学会、講演会、懇親会等）に使用される宴会場又はホール等をいう。ただし、レストラン、食堂等として常時営業しているものを除く。

※「併設」とは

→宴会場等が、主体となる宿泊施設から 300m以内にあること。

4 申請方法

- (1)受付期間 令和3年11月1日(月)～令和4年1月28日(金) ※消印有効
- (2)受付方法 郵送又は岩国市観光振興課窓口で受け付けます。
 ※郵送の場合：簡易書留など郵便物の追跡ができる方法による。
 ※観光振興課窓口の場合：事前連絡をお願いします。
- (3)申請先 岩国市観光振興課内 いわくに宿泊事業者緊急支援金担当窓口
 〒740-8585 岩国市今津町一丁目14-51
 電話：0827-29-5116

5 申請書類

以下の様式及び該当する添付書類を提出すること。

【様式】

- ①いわくに宿泊事業者緊急支援金 給付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②いわくに宿泊事業者緊急支援金 宣誓・同意書(様式第2号)
- ③いわくに宿泊事業者緊急支援金 収入申告書(様式第3号又は第4号)
 ※令和2年中に市内で宿泊施設を創業した事業者、白色申告者の場合の事業収入の計
 算方法等については、お問い合わせください。

【添付書類】

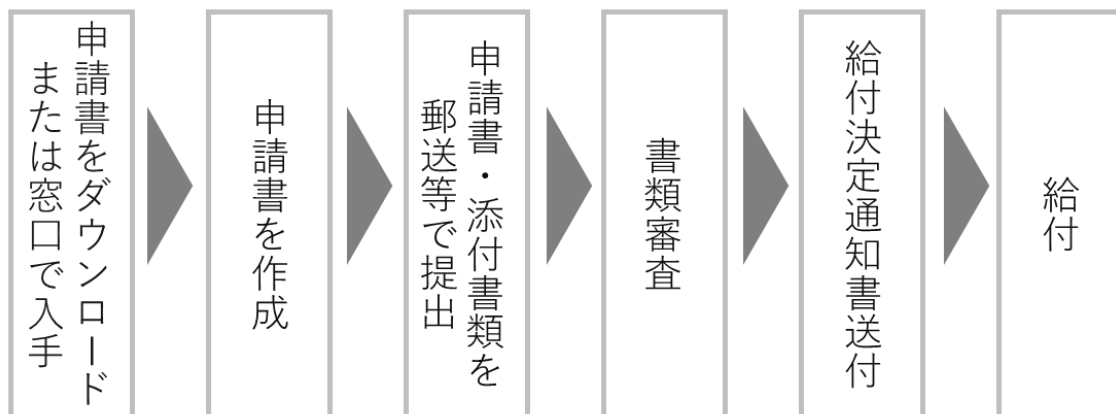
- ①旅館業法の営業許可証又は住宅宿泊事業法に基づく審査結果の通知の写し
 (令和3年11月1日現在で有効なもの)
- ②事業収入の状況がわかる書類(様式第3号又は第4号の根拠となる書類)
 以下の1)～3)を揃えてください。
 - 1)令和元年又は令和2年の確定申告書(法人の場合は別表1、個人の場合は第一
 表)の写し(収受印が押印又はe-taxの場合、受付日時が印字されているもの)
 - 2)令和元年又は令和2年の法人事業概況説明書の写し(法人の場合)
 令和元年又は令和2年の所得税青色申告決算書の写し(青色申告者)
 令和元年又は令和2年の収支内訳書の写し(白色申告者)
 ※令和元年又は令和2年の月間事業収入の確認のため、帳簿の写し等の提
 出が必要な場合があります。
 - 3)令和3年1月～9月の月間事業収入がわかるもの(帳簿の写し等)
- ③施設の収容人数がわかる書類
 ・旅館業営業許可申請書の写し等
- ④宴会場等が併設されていることがわかる書類(加算額を申請する場合)
 ・宴会場等が確認できる図面の写し等(使用状況を確認する場合があります。)
- ⑤振込先口座がわかる書類
 ・通帳の表紙と口座番号がわかるページの写し等

6 申請書様式設置場所等

- 市のホームページからダウンロードが可能です。
- 市観光振興課、観光協会、商工会議所、商工会に備えています。
- ご希望の方は郵送します。

7 申請から給付までの流れ

次のとおりの流れになります。



※申請に不備がなければ、概ね20日程度で指定口座に振り込み

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

申請書送付先(お問い合わせ先)

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

岩国市観光振興課内

いわくに宿泊事業者緊急支援金担当窓口

電話:0827-29-5116 受付時間(8:30~17:15)

土日祝、年末年始を除く。